

特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」
効率的整備手法検討第三者委員会（第1回）
議事録

日時：平成18年6月13日（火）13:30～15:30

場所：江津市 風の国

事務局：ただ今より、特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」効率的整備手法検討第三者委員会をはじめさせていただきます。開催にあたりまして、農林水産省農村振興局農地整備課長、雑賀から一言ご挨拶を申し上げます。

事務局：委員の先生方におかれましては、昨日の午後から今日の午前中にかけて、お暑い中の現地調査にお疲れのことだと思っておりますが、これから意見交換会ということで、ご審議頂ければと思います。また、今回の調査につきまして、島根県をはじめ関係市町の方から、ご配慮頂き厚く御礼申し上げます。現地の状況や整備の考え方については、昨日の冒頭で申し上げた通りであります。ただ、本委員会の主題であるコスト削減や環境配慮につきましては、説明不足でありますので、これから事務局の方よりご説明させていただきます。事業の内容についてご審議頂ければありがたく思います。今日はよろしくお願いたします。

事務局：続きまして、委員及び出席者の紹介をさせていただきます。

<事務局より出席者の紹介（別紙出席者名簿）>

事務局：今回は第1回目の会ですので委員長の選出を行いたいと思います。委員長の選出につきましては、委員の選任によるとさせていただきますので、委員の方でどなたかご推薦ございましたらお願いたします。

<委員から「福櫻委員」の声有り>

事務局：よろしいでしょうか。それでは福櫻委員に委員長をお願いするということで、よろしくお願いたします。さっそくですが、福櫻委員長、一言ご挨拶をお願いただけますでしょうか。

福櫻委員長：ご推薦によりまして、委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。この事業をずっと見させて頂いておりまして、地元の期待が大変大きいと感じております。この意見交換会も重要な会になりますので、皆様のご協力

をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。挨拶とさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。それでは、ここからの議事につきましては、福櫻委員長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

福櫻委員長： それでは、議事次第に従って進めたいと思います。第三者委員会の運営について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局より議事の運営について説明>

事務局： 委員会のプレスの取り扱いについてご審議頂きたいと思います。一点目が委員会の傍聴の可否についてです。今回の委員会は事務局の判断で傍聴不可とさせていただきますが、第2回の委員会の傍聴の可否についてご審議頂きたいと思います。第三者委員会は事業の透明性の確保という観点から実施しているわけですが、平成14年度に第1号の事業でした阿蘇小国区域、こちらの第三者委員会では傍聴を認めておりませんでした。その理由は傍聴を許可することによって公平性・中立性と委員の自由な発言が困難になることを避けるため、傍聴不可の取り扱いとさせて頂いておりました。しかしながら、最近は再評価や事後評価の事業評価においては、第三者委員会をプレスのみ傍聴可、もしくは傍聴可とするケースも出てきておりますので、第2回の傍聴の可否について先生方のご意見をお願いしたく思います。

二点目に本委員会の議事録についてです。プレスとして、議事概要と議事録の公表を予定しておりますが、議事概要につきましては事務局の方で作成し、委員長に確認して頂き公表したいと考えております。議事録につきましては、各委員にご確認の上で公表したいと考えておりますが、議事録の取り扱いにおいて、発言者を掲載するか否かということにつきまして、ご意見を頂きたいと考えております。ちなみに阿蘇小国では、発言者の氏名を記載した議事録を公表しております。以上二点について、ご審議よろしく願いいたします。

福櫻委員長： 傍聴の可否についてですが、委員の皆様ご意見いかがでしょうか。特にないようでありましたら、私の案ですが、やはり昨今のいろいろな公開の方向に動いていることもありまして、プレスへの傍聴は認めるということを進めてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<委員から「異議なし」の声有り>

福櫻委員長： それでは、報道関係者の傍聴については認め、一般の方の傍聴は見送るということで進めたいと思います。

続きまして、議事録は各委員の皆様にお渡しし、確認、修正を頂いた上で公

表ということですが、その際に、発言者の氏名を明記するということが前回も行われていました。今回はいかがでしょうか。今回もそれでよろしいでしょうか。

< 委員から「異議なし」の声有り >

福櫻委員長： それでは、皆様にご自分のご発言に目を通して頂いた上で、氏名を明記し公表するということにしたいと思います。

福櫻委員長： それでは、邑智西部区域の説明に入ります。事務局の方から資料の説明お願いいたします。

< 事務局より邑智西部区域の説明 >

福櫻委員長： ありがとうございます。地域特性に応じた整備内容について、コスト削減の在り方について、環境配慮について、費用対効果についてご説明頂きました。この内容について、委員の皆様のご意見頂きたいと思います。まずは、地域特性に応じた整備内容についていかがでしょうか。

伊藤委員： 参考資料2や現場を見て感じたことを述べさせていただきます。水源林造成についてですが、説明文に「造林による公益的機能の向上と将来の木材生産が期待され」とあるのですが、果たして、ここで本当に木材生産がどれだけ期待されているのか疑問に思いました。機能別のゾーニングでは、経済林、水源林、自然林とありますが、ここではおそらく水源林のことだと思いますが、水源林は副次的な効果として木材生産も期待できるのですが、主目的としては水源涵養機能に特化した造成方法、整備指針を考えた方が良いのではないかと思います。

方法として、モザイク状に針広混交林を配置するというのは妥当だと思いますが、費用の掛け方について、植林するのであれば育林費用がかかります。一方、将来的に、どのようになるのかわかりませんが、その森林を何らかの方法で利用していく際には、木材価格というのは、ほとんど市場逆算で決まっております。育林費用と採算が合わないから、所有者も切りたがらないという状況があります。森林の所有者の方から見れば放置であり、林業の方から見れば供給量が増えてこないということがあります。ですから、育林費用をできるだけ掛けないような森林の作り方、粗放的な林業を目指すということが、このような場合は重要であると思いますが、木材生産を行う森林として、最低限の下刈りや、ある程度の間伐は必要になると思います。

分収育林については、今回現場を見ておりませんが、これは水源林造成とは異なり、一旦人手の入った森林ですので、成林するまで人手をかけてやらなけ

ればなりません。植栽密度によって、成林するまでの人手の掛かりようも変わってきます。このような状態で放置しますとますます粗悪林となりますので、これは人手を掛けてやらなければならないと思います。ですから、メリハリをつけ、コスト削減し粗放的な手法を用いるところと、人手を掛けるところを明確に分けた森林整備の方法が必要になってくると思います。

これは前提となることですが、このそれぞれの地域の森林で、主としてどのような機能を求めるのかというゾーニングの考え方、それに最も適した手法を用いることが必要になると思います。

福櫻委員長： ありがとうございます。山林、森林の整備につきまして他にご意見ありませんでしょうか。

服部委員： 印象的な話になりますが、意見を述べさせて頂きたいと思います。昨日、今日と見させて頂いた山は、ほとんどが人工林ではなく、天然林あるいは二次林であったという印象を受けています。針葉樹と広葉樹の混交林と資料にも掲載してありますが、そのような森林をつくるということは良いと思います。今まで一斉林をつくってきましたが、コストもかかり、いろいろ問題もありました。特にヒノキの場合は土壌浸食が起きて土が流れ易いなど批判もあるので、ヒノキを植えて混交林をつくるということには賛成です。ただ、水源林というのは、ある一部の面積を整備したからといって水源の機能が高まるというものではないので、もっと広域で考えなければならないと思います。その辺りも考慮し、現在ある広葉樹に対しても対策が必要かと思しますので、周囲を含めて一体的に考えて頂きたいと思います。

このような事業は、地域にあった森林を作るためのモデル的な意味もあるのではないかと考えています。ですから、それぞれの整備についても夢をもって、地域のモデルになるようなものをつくって頂きたいと思います。それをひとつのベースにして、他の地域に広めていくことも重要ですので、モデルとして手本になるような整備をして頂きたいと思います。

福櫻委員長： ありがとうございます。

濱田委員： データとして、この地域に圃場整備の進んだところと、そうでないところがあるようですが、島根県の農業を考える場合に、今日、農政的に求められている担い手の一つとして、集落営農を中心とした中山間地域の担い手づくりを進めています。もう一つの視点としては、耕作放棄率をどのように減らしていくのかということが、非常に大きな課題になっているわけですが、この両者とも圃場整備が大きく関わってくるという点では、圃場整備と耕作放棄率がどのような関係になっているのか、あるいは、担い手づくり、とりわけ集落営農と圃場整備がどのような関係になっているのかというデータをお持ちだと思います。

ので、そのような説明があると、圃場整備の必要性がより明確になると思います。

昨日、今日見せて頂いた地域で、いろいろなところで圃場整備が進んでおり、これは求められる方向であると思うのですが、そのような中でどのような担い手を育てていきたいかということも、もう少し明確にした方が良いと思います。それは森林との関係もあると思います。水田が念頭に置かれているようですが、難しいかもしれませんが、山と水田、あるいは山と畑と水田をどのように一体的に使っていくのかということも意識していく必要があると思います。昨日の有限会社等は、それを上手に実践してくれているモデルではないかという気がします。あのような方法も一つあるでしょうし、農林家的な事業でそのようなことができないか検討することも良いと思います。先ほども述べられたように、何かモデル的なことが提示できれば、このような事業を進める上で、防衛的に圃場整備を実施し、水田だけは守る、あるいは鳥獣害対策や定住環境を整備するということに加えて、何か発展的な在り方が提示できるのではないかと思います。

福櫻委員長： この農用地整備で、もうひとつ大きなポイントとして鳥獣害防止というのがあります。

斉藤委員： イノシシはどの地域でも問題になっており、被害がでると、営農意欲が低下してしまうという状況があります。この地域の鳥獣被害について、どのようにしていくのかというモデルがあって、その中でこの事業を実施すると一歩先へ進むであるとか、従来通り個人、もしくは営農組織だけで個別に対応していると、被害は横ばいや増加、一方、このようにシステムチックに整備を行うと、この傾向がある程度軽減されるといったことが見えてくると良いと思います。実際、鳥獣被害については、これだけでひとつテーマが設けてあるので、心理的な部分もあり諦めざるをえないと考えるのか、きちんと被害は被害として提出していくのかで被害額も相当変わってきます。

全体に言えることですが、個別に実施されている水路整備にしろ圃場整備にしろ、被害の問題についても、関係市町村で5～10年、できれば20～30年先に向かってのプランがあり、その中で今回の事業により、それぞれが効率良く改善され、効率良く促進され、その将来のプランに寄与しているということが重要だと思います。これは長い事業ですので、おそらく5年後も事業中であり、再評価があり、事業後は事後評価があると思います。このような近い将来を予め予想し、本来この事業がどのような目標で立ち上がったのかというデータを今から用意しておくべきだと思います。他の第三者委員会にも出席することがあるのですが、5年前のデータがない場合がほとんどです。この事業は始まったば

かりですので、始めた時にどういう想定で始めたのかという目標があれば、例えば、5年後の再評価、その後の事後評価の時に、その目標の何割くらい達成できたのか、あるいは、どのようになってきているのかということがわかると思います。市町村が合併され、それぞれの市町村で作成されたマスタープランにも違いがあるので、合併後には田園環境整備マスタープランや市町村環境計画を見直し、整理しておく必要があり、それに対して今回の整備事業が、例えば鳥獣被害ではこのような改善が見込められるといったことが、具体的に挙げられると思います。そのようなデータを持っていれば、このような整備が進行していった際に、どこまで進んでいるのか、どこが達成されていないのかということ把握できます。今、現状でどのようなプランがどのような方向に向かっていくのかということがあり、その中で今回の事業がどう期待されているのかということ整理されたら良いと思います。

福櫻委員長： ありがとうございます。時間もありませんので、次、農林業用道路についていかがでしょうか。この道路は、基本的には農業や林業の利便性を上げるためでありますが、もう一つ非常に大きい目的として、地域の主要な道路として整備されるということもあります。

宮城委員： 道路の整備につきましては、特例値を使うということで、その特例値も安全性に問題はないということですが、生活道路としての機能が高いようですので、一般道路と同じようにとはいかないと思いますが、生活道路として安全性の配慮をお願いいたします。

林の整備についても、粗放的である区域と材木の生産としての区域を分ける必要があるというお話がありましたが、その中で林地転換について一番気になりました。ただこれまで耕作されていた畑や水田が使えないから林に戻すという消極的な考え方だけではなく、積極的なモデルがほしいと感じました。今回の対象地にも三箇所あるとのことですので、三箇所の違いを活かして、林地へのもどし方のモデルができれば良いと思いました。その中で、今日の現地調査の中で一つの例として示された用材としても活用できる実のなる木を植えたいという希望が出ているというのは、非常に重要なヒントではないかという気がしました。それから、これまでが水田で使われていたということを考えれば、水源林造成を実施するところと比較して、人が入りやすいところと考えられるので、場所によればもしかしたら、もう少し交流資源的な使い方もあるのかなと思います。これは全く想像でしかないのですが、林地転換については、この事業の中でいくつかのモデルができれば良いと思います。

福櫻委員長： ありがとうございます。コスト縮減についてご意見頂きたいと思います。

服部委員： 法面に間伐材の丸太を使用するということですが、耐用年数はどれくらいで

しょうか。それから、間伐材利用などの手法もあるとは思いますが、法面を緑にもどすということが重要な気がします。管理も大変だと思いますので、森林に携わる者として、やはり法面を緑にもどすということが最終目標のように思います。間伐材の有効利用にはなるとは思うのですが、果たしてこの手法がコスト縮減になるのか気になります。

事務局： 丸太施工に関しては、施工費用と維持管理のコスト比較をしています。丸太施工した部分は、草刈りが軽減されるので維持管理費用が軽減され、トータルではコストが縮減されます。種子吹付けをした場合と、丸太施工をした場合の維持管理費用を含めた差額は、1 m²あたり372円の差額があるという計算結果となっております。

緑資源機構： 耐用年数については、はっきり何年というのはないのですが、平成12年から取り組んでおりまして、一応10年くらいを目途にもたせようと計画しております。10年経過したら、丸太は取替えできるような構造で実施しております。今のところ、予想より丸太が早く腐朽して、この手法が全くダメだったという事例はありません。吹付け緑化するのが基本と考えておりまして、最近では岩盤のところも緑化できるところは緑化するというところで進めているのですが、緑化すると木本や背の高い草が生えますので、視距確保のために刈払いが必要となります。その費用の軽減と間伐材の有効活用の観点から、この取組みを始めております。

福櫻委員長： この事業費を如何に圧縮するかということについては、私の知る限りでも、このように個別具体的な方法をとる以外に、まだ他に良い方法がないという印象を受けています。したがって、本事業においてもひとつひとつ対応していったほうがいいと思います。環境配慮については、現場での作業は予定通りに進まないものなので、現場での情報を収集し臨機応変に変えていく、情報化施工とよく言われますが、そのように是非進めていって頂きたいと思いますし、環境対応の観点からも特に重要なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

環境配慮についてはいかがでしょうか。参考資料4-4,環境保全基本方針のところに、「回避」「移植」「最小化」というように対応の方法が記載してあります。このような事業では、特にこういうことを守ろうと決めて整備に取り組みますが、今回の事業では、例えばレッドデータブックに記載の種を保護することなど対策がとられています。

服部委員： この環境配慮の一覧表ですが、対策が記載してありますが、今回これを全て実施するのでしょうか。それとも、このような対策があり、その中から選択するという意味でしょうか。

緑資源機構： 基本的には、この表のどれかを実施するという事です。例えば、ブチサン

ショウウオ類は圃場整備を実施するいろいろなところに生息しているのですが、生息する環境に合わせて、回避できる場合は回避し、類似環境をつくることで対応できる場合は、そのように対応し、必ずしも複数実施するわけではありません。

事務局： この一覧表は全て集計したのですが、圃場ごとに生息する生物も異なりますので、総合的な判断をし、この基本方針に沿ったかたちで対応していきたいと思っております。ケースバイケースで、その土地に合わせた対策をしていますが、引き続き検討したいと思います。

緑資源機構： いろいろな対策を考えておりますが、それではどこでどの対策を実施するかということですが、毎年度、前年度に各地域の工事計画、設計を行いますので、その中で、現地にあてはめた具体的な対策や方法を検討したいと思います。環境情報協議会の委員の皆様は毎年度末にご相談しながら、各年度で検討していきたいと思っております。

服部委員： 環境情報協議会というのは、今も継続中であり、この事業中も平行して開催されるという認識でよろしいでしょうか。

緑資源機構： 期間中は活動をお願いしていきたいと考えております。

緑資源機構： 環境配慮対策について、説明が不足しておりました。参考資料4-4,環境保全基本方針のところ、「なお、区域全体としての環境保全対策については環境情報協議会の意見に基づき決定します」と記載させて頂いております。さらに、個別具体的な圃場整備につきましては、施工対象毎に、地元の農家の方々にそのような施設をつくることに対する了解を得なければ、将来的にその施設を管理して頂くということもありますので、合意形成を図りながら実施していくことを考えております。そのような合意形成が必要になりますので、必ずしもご説明した圃場整備がすべての対策を実施できるかはわかりませんが、このような考え方ですすめていきます。

また、保全対象種についてかなり複数の団地で発見されているものもあり、そのすべての地域で対策を実施することは困難になります。保全対象種が複数になる場合は、団地毎に保全する対象種を絞り、対策の素案をこちらで用意させて頂き、毎年開かれる環境情報協議会で委員の皆様の意見を参考に選定し、配慮対策を実施していきたいと考えています。

事務局： 補足ですが、環境情報協議会がどのようなものなのかということが、冊子に記載してあります。委員の名簿も添付してありますが、福櫻先生にはこちらの会でもお世話になっております。

伊藤委員： 環境配慮について、地域での希少な環境に対して配慮していくというのがメインのような印象を受けたのですが、例えば、二酸化炭素の吸収源を確保して

いくであるとか、バイオマス利用による二酸化炭素代替であるとか、そのような地球環境という意味での配慮はふくまれないと理解してよろしいのでしょうか。コスト削減のところ、根株をチップ化し吹付け施工するということがありました。セッパをチップ化するという行程が入ってくるのであれば、運搬やどこで燃やすのかというハード面が必要になってきますが、燃料的な需要も可能ではないかとも思います。環境配慮ということなら、もう少し別の側面も入れたら良いのではないかと思います。

事務局：先ほどの環境情報協議会というのは、生態系や景観からの観点を中心であり、さらに一歩進んだ地球環境としての配慮を議論する仕組みにはなっておりません。先ほどのチップを利用することでの地球環境への寄与や、森林整備そのものが二酸化炭素削減につながっていきますので、事業として地球環境へも寄与していると思いますが、具体的な目標を定めるなど明確にはしておりません。

伊藤委員：ここで計画されている事業以外に、新たに事業をされるわけではないということですか。

事務局：コスト削減のためのチップ化の取り組みは、この事業の中での実施を予定しております。さらに新たな事業を取り組むことは計画していません。

伊藤委員：例えば、バイオマスの供給がどこかにあり、その材を利用して燃料としての一定の供給量があれば、工場なり何かの役に立つという意味もあるのではないかと思います。

事務局：基本的に事業の中で出てきた現場発生材を有効利用しようと考えており、先生のご指摘の地球環境に配慮するといった観点からは、副次的には関係してくると思うのですが、事業の性格として、それを事業の主体的な目的とするような制度にはなっておりません。我々の制度のこれからの課題でもあるかと思いますが、現行の制度では、そこまで視野が広がっていないということでご理解頂ければと思います。

宮城委員：今のご説明を受けて、お願いなのですが、環境情報協議会は、圃場整備や水路整備での環境破壊を防ぐ目的でスタートしていると思います。林の場合は、どちらかというと自然にもどすということで、環境破壊を防ぐという意味合いがあまりなかったように思うのですが、この中山間保全事業というのは、林野の整備と農業関係の整備とが一体的に行なわれることに意味があるので、まさしくこの中で、これまで環境情報協議会が取り組んできた以上の環境に対する配慮があれば、この事業はとても意味があるものになると思います。環境に配慮する時に、従来の農業用整備だけではなくて、農林道も一緒に考えることや、先ほどのチップのことも含めて、もちろん第一には、この事業の中での活用ですが、もし地域の中で他に活用できることが見つければ提案して頂く

いと思います。これは意見ではなく希望までです。

福櫻委員長： ありがとうございます。最後に費用対効果についていかがでしょうか。

斉藤委員： 環境配慮についてですが、始まったばかりの事業なので、いろいろ情報を広めに整理しておくことが良いと思います。費用対効果についても、まだ評価方法が見つかっていない効果がたくさんあり、農林水産省の事業はほとんどそうなのですが、なかなか評価できない項目がたくさんあります。先ほどの地球規模での環境問題もそうなのですが、狭い意味で特定中山間保全整備をしているという見方だけをすると、やはり小さくなってしまいます。例えば、今日は市の方も来られていますが、この農林道ができればアプローチが良くなりますから、事業ではチップを有効活用しただけだが、アプローチが良くなったことで、町や村では、自分たちで積極的に環境問題を取り扱っていこうであるとか、ある程度都市と近くなれば、都市との交流であるといったことは、費用対効果で出せない項目なのですが、必ずそのようなプラスの効果があると思います。

おそらく、このような中山間保全整備がなされてくると、来年から動き出します農地・水・環境保全向上活動に手を挙げるところがだんだん出てくると思います。今現在では、手を挙げている集落組合があまりないけれども、この農林道ができたことによって、都市との交流が深まることや材料を運ぶアプローチが良くなることなどプラス面が出てきますから、そうすると、どんどんこの農地・水・環境保全向上活動に手を挙げてくる組織が増えてきます。手を挙げてくる組織が増えてくるということは、この地域全体の資源や農地、林地の環境を地域ぐるみでどうするのかという活動が増えてきますから、それは確実に評価につながると思います。しかし、このような効果は費用対効果としては現れてこないで、今の段階からデータをとっておくことが必要になります。このような効果は数値では表れにくいので、文章でも良いので書き出しておくことが重要だと思います。

環境についても、貴重な生物が生息しているから守るという考え方もあるのですが、例えば、農道でU字溝をつくれればその中に落ちる生物がいろいろいますから、基本的にその生物は全て助けてやることであるとか、圃場整備では、冬水などはなくなってしまうので、冬水をあらかじめ確保できるような構造を、土地所有者の問題はありますが、まずは提案してみることや、やれることは全てやってみるというスタンスも必要だと思います。貴重な種だから守る、被害がでたら対策を立てるといった手法だけでなく、基本的にこれはやるというスタンスも組込んで二本立てにされたら良いと思います。

そういうことも含めて、現状の情報と、5年後の再評価の時にらせる情報、それから、事業が年々進行することで、地域がどのようになっていくのかという

情報もおさえられた方が良いと思います。

福櫻委員長： ありがとうございます。今述べられた費用対効果の便益についての考え方は非常に大切なことだと思います。数値にできないから便益ではないということとは決してないので、この事業で確実に期待できる便益については、文章などで積極的に提示していくべきだろうと思います。そうでなければ、ひたすら守りの姿勢になってしまいます。特に農林業のこのような事業は、国土交通省の事業に対しては、便益的な面で立場が弱いということもありますので、積極的に提示する必要があると思います。

環境に対するお考えも同感であり、ともかくマニュアルに絶滅危惧種を守りましようとして記載してあるので、そのように実施すると記述されがちですけれども、基本的にはそういうことではなくて、最低限ミニマムなかたちであり、今ある環境は可能な限り守りたいし、そのためにはこのように対応するという積極的なスタンスが当然であると思いますし、できることなら改善するといった姿勢が必要だと思います。

時間になりましたので、少し消化不良ではありますが、予定しました項目について、ご意見は頂いたということで意見交換を終えたいと思います。誠にありがとうございました。

(別紙)

特定中山間保全整備事業「邑智西部区域」
効率的整備手法検討第三者委員会(第1回)
出席者名簿

氏名	役職	備考
(第三者委員)		
伊藤 勝久	島根大学生物資源科学部教授	
斉藤 秀生	(財)自然環境研究センター主席研究員	
服部 重昭	名古屋大学大学院生命農学研究科教授	
濱田 年騏	島根大学名誉教授	
福櫻 盛一	島根大学名誉教授	
宮城 道子	十文字学園女子大学人間生活学部助教授	
(事務局)		
雑賀 幸哉	農林水産省農村振興局農地整備課長	
柵木 環	農林水産省農村振興局総務課課長補佐	
甲斐 修一	農林水産省農村振興局事業計画課係長	
(オブザーバー)		
星野 善樹	島根県農林水産部参事	
大屋 一富	浜田市旭支所産業課長	
釜瀬 隆司	江津市建設経済部農林水産課長	
洲濱 芳文	邑南町建設課長	
安藤 伸博	(独)緑資源機構森林業務部長	
笹森 洋	(独)緑資源機構計画評価部長	
森谷 開	(独)緑資源機構邑智西部調査事務所長	
廣内 慎司	(独)緑資源機構邑智西部調査事務所主幹	
森田 慶綱	(独)緑資源機構松江水源林整備事務所長	

(敬称略)